

# 第4期中期目標期間の 産業技術センターの活動計画

平成31年2月12日  
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター



## 説明項目

### ■ 第4期のセンター活動の流れ

KPIによる活動サイクル “技術移転” までのロードマップ

### ■ 重点分野について

AI・IoT・ロボット分野、次世代自動車分野、  
豊富な県水産物の高付加価値化

### ■ 第4期の業務実施計画について

・技術支援、研究開発、人材育成、連携支援  
・業務運営等

### ■ KPI設定の考え方



# 第4期センター活動 KPIによる活動サイクル “技術移転” までのロードマップ

【第4期】県内企業の業績向上に繋がる技術成果の創出 ⇒ KGI：技術移転 **60件**

<KPI③> 技術移転数

センター主体の  
産業支援活動  
＜成果数＞

高度技術者・  
研究開発型人材  
の創出＜育成者数＞

利用企業へのサービス

<KPI②センター> 利用企業の満足度  
満足・大変満足が8割以上

人的資源に関する活動

初級研修から中上級者向け技術研修へ

<KPI⑥人材育成>  
参加企業数・参加者数・育成者数

企業数800社、参加者数1,600人  
育成者数260人  
ものづくり人材育成、専門技術研修

技術開発に関する活動

次のステップへの確実な展開

<KPI④> 知財出願数、実施許諾件数 出願32件  
<KPI⑤> 研究開発プロジェクト件数 許諾22件  
独自技術の確立数

技術移転型研究 PJ件数120件  
↑技術確立型研究 独自数50件  
↑シーズ創出型研究

関係機関との連携

連携から成果を目指した  
連動へ 40件

<KPI⑦>  
連携プロジェクト件数

企業のワンランクアップ  
連動支援

外部資金の獲得

<KPI⑧> 外部資金の新規獲得件数

サポイン・JKA等 40件

技術テーマ抽出に関する活動

基本的な企業支援活動からの課題抽出と解決

技術相談対応に関する活動 企業訪問、来所、その他

<KPI①> 企業訪問件数 2,500社

機器・試験分析に関する活動 機器利用、依頼試験

職員の能力  
開発活動

コーディネート型人材  
プロデュース型人材  
関係機関  
研究機関への派遣  
専門研修  
職場研修 等

【県内企業・関係機関等との連動】

【産業技術センター活動の推進】

## 第4期中期に取り組む重点分野

資料：対比表 p5, p7

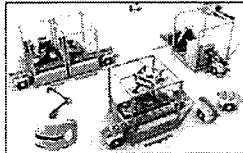
### AI・IoT・ロボット分野の実装支援

製造業の生産性向上の  
ためのAI・IoT・ロボット  
等先端技術の実装支援

県内製造現場に必要な、  
・要素技術構築  
・企業人材の育成

- 製造工程の改善
- ロボット技術導入促進
- 多品種少量生産体制の構築
- Sier企業の育成

■実装支援拠点の整備



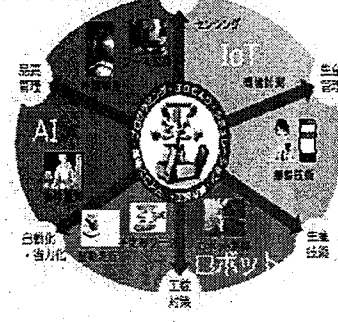
■人材育成



■要素技術確立、中上級レベルの技術者の育成



■要素技術構築



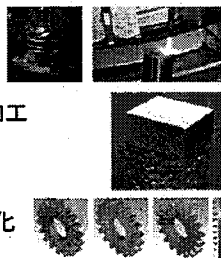
### 次世代自動車関連部品の プロセス開発支援

■軽量化技術

- 汎用鋼の高強度化  
(結晶粒制御、熱処理)
- 軽金属の casting・鍛造、塑性加工
- 異種材料の複合化

■低コスト生産技術

- 設計・開発・製造のデジタル化  
による開発期間短縮



### 豊富な水産資源を活用した 高付加価値な食品開発支援

鳥取県境港は日本有数の漁港！

水産資源の品質測定、選別機能

センター開発のオリジナル  
食品加工技術

美味しさ、健康の裏付け

冷凍魚肉通電加熱接着技術  
高品質冷解凍技術など

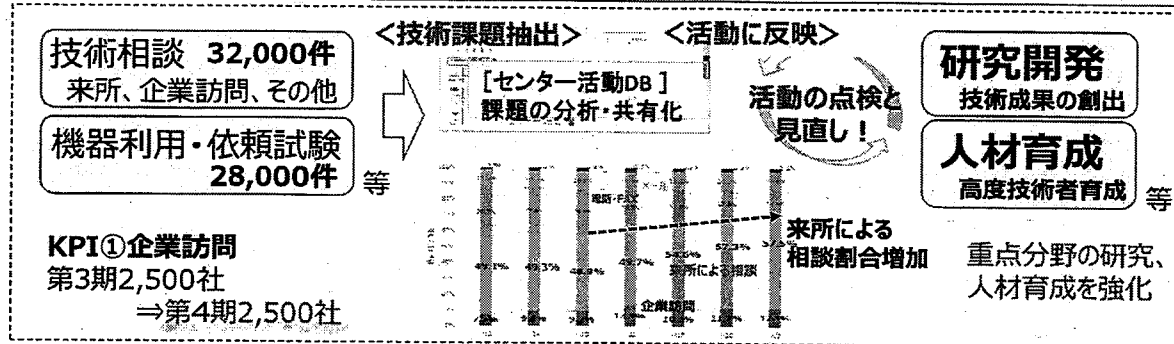


境港品質・境港ブランド

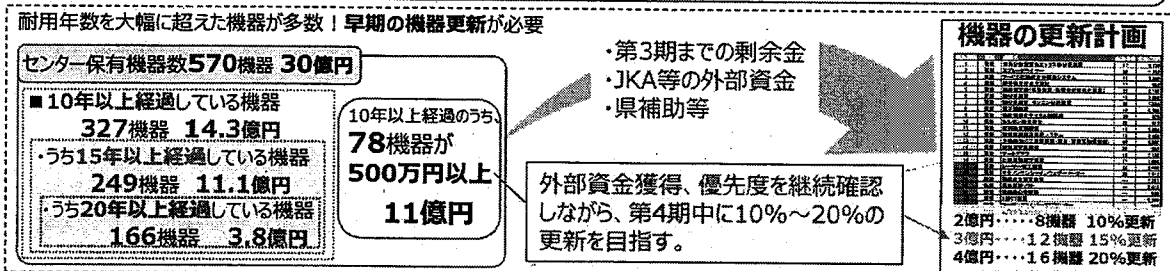
## 第4期業務実施計画（技術支援）

資料：対比表 p4

■技術相談、企業訪問、機器利用・依頼試験等のセンターの基本的な技術支援活動からセンターが取り組むべき技術課題の抽出を行い、研究開発・人材育成等に反映



■機器利用・依頼試験等、企業への技術支援に使用する分析機器、試験機器の計画的な更新を行い、センター機能の維持・整備を行う



## 第4期業務実施計画（人材育成）

資料：対比表 p8-9

第4期重点分野を中心に、研究開発力や製造技術・商品化手法等の技術力の向上を図り、**中上級者向けの人材育成を特に強化して実施する。**

■初級者向け講習会



セミナー、講習会等の初級者対象の座学研修

【第3期人材育成見込み】

参加企業数 1,100社  
参加者数 3,200名  
育成者数 200名程度

初級程度 2,800名程度

初級研修から、中上級者向け研修を強化！

参加者数は減少するが、高度技術者を育成！

KPI⑥人材育成

参加企業数 800社  
参加者数 1,600名  
育成者数 260名

■中上級者向けの実践的な人材育成研修へ



県内企業で活躍する高度技術者を育成！

中上級研修……企業現場で活躍する高度技術者の育成

- ◎ オーダーメイド型研修 第3期168名(参加者176人)  
「ものづくり人材育成塾」の継続 →第4期120名  
重点分野の専門研修に参加
  - ◎ 第4期重点分野研修  
“AI・IoT・ロボット分野” 第4期70名  
1年目5名、2年目10名、3年目20名、4年目35名を想定
  - “次世代自動車分野” 第4期30名
  - “水産資源の高付加価値食品開発” 第4期20名
  - ◎ その他分野の実践的研修 第4期20名
- 120名**

# 第4期業務実施計画（研究開発）

資料：対比表 p6-8

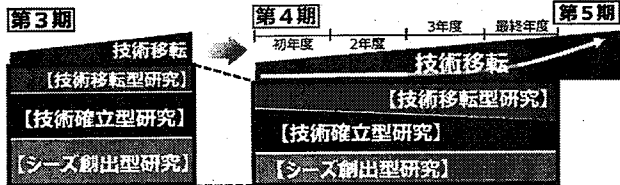
第4期に掲げた重点分野を中心に、**◎企業への技術移転を意識した研究を実施**  
**◎総合力による組織的な研究で結果を出す！**

**KPI⑤研究PJ**  
 テーマ数30件程度/年  
 技術確立50件/4年

## ■研究カテゴリー 研究を段階的に設定！ステージ毎の技術確立を明確化→技術移転を目指す！

研究区分	内容	予算 (万円/年)	期間	テーマ数 (前項+後項)	備考
<A> トップダウン 研究	①プロジェクト研究 a.必要に応じて理事長がトップダウンで指示する研究 b.外部資金研究（サポイン等） c.競争的資金等を目指すために、年度途中で短期準備が必要な研究（ただし、②～⑥で実施可能なものは除く）	理事長協議により決定	最長3年間の範囲で理事長が決定	理事長判断	【技術移転型】判断であるが、 【技術確立型】 【シーズ創出型】 報告
<B> 企業との 連携研究 (企業負担)	②戦略分野研究 県戦略的推進分野に該当する企業との共同研究 大型競争的研究への挑戦に繋げるための事前研究として活用することも可。※依頼試験、機器利用の代替としないこと	上限 200万円/年	最長2年間	全体で原 マ/年間	【技術移転型】 【技術確立型】 【シーズ創出型】 留意して、 が各機関の
	③実用化研究 技術支援等から発展した企業と共同研究 ※依頼試験、機器利用の代替としないこと	上限 100万円/年	最長2年間	各研究 所で原則2 テーマ以 内、全体 で原則6 マ/年以 下	各自、研究費を用意して実施。 【技術移転型】 【技術確立型】 【シーズ創出型】 が各機関の
<C> センター 単独研究	④先駆的研究 本県の未来を切り拓く、先導的な研究開発 大型競争的研究への挑戦に繋げるための単独事前研究として活用することも可。	上限 200万円/年	原則2年間以内 ※相当の理由で 最長3年間	全体で 原則3マ/年	【技術移転型】 【技術確立型】 【シーズ創出型】 研究期間をまたがった研究 として設定すること。
	⑤実用化促進研究 アイデアを実現する実用化技術の確立を目指す研究	上限 150万円/年	最長2年間	全体で 原則3マ/年 9テーマ/年間以 下	【技術移転型】 【技術確立型】 【シーズ創出型】 研究所内で有効性や実現性 【技術移転型】として設定すること
	⑥可能性探査研究 アイデアの可能性を探る研究 ①～⑤へ繋げる研究等	上限 200万円/年	1年間	10テーマ/年程度 を想定	【技術移転型】 【技術確立型】 【シーズ創出型】 【技術移転型】 【技術確立型】 【シーズ創出型】

次ステージへ  
ステップアップ



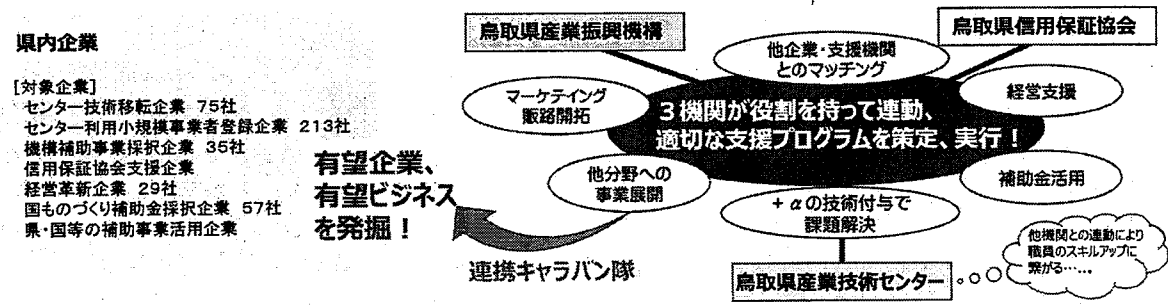
第4期は、  
 ◎企業との連携研究など、センター研究を  
 “技術移転型研究”へ移行し、技術移転を目指す！  
 ◎研究テーマ数を質重視&他業務とのバランスを考慮  
 して、年間30テーマ程度の実施に絞り込む

# 第4期業務実施計画（連携支援）

資料：対比表 p9

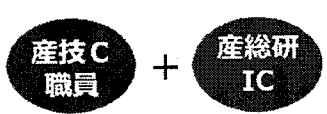
## ■鳥取県信用保証協会、鳥取県産業振興機構との連携支援

【企業ステージ/ワンランクアップ活動】…第4期 15件  
 初年度3件、2年度3件、3年度4件、最終年度5件、合計15件を想定



## ■産業技術総合研究所（産総研）との連携活動

産総研イノベーションコーディネーター（産総研IC）の活用  
 公設試等のOBや職員が産総研の肩書きで、地域企業の技術課題を発掘、公設試と産総研が連携して課題解決に取り組む制度。全国に125名。



産技センター職員と産総研ICが合同企業訪問、課題抽出  
 ⇒産技センターで解決…困難案件は産総研へ  
 [想定]年間50日程度、100社程度訪問⇒課題抽出20社⇒解決15社、産総研5社

KPI⑦連携PJ数 40件 …… 3機関連携 15件、産総研IC15件、その他プロジェクト10件を想定

# 第4期業務実施計画（業務運営・その他） 資料：対比表 p10-

## 〔業務運営の改善、効率化〕

### ○機動性の高い業務運営

- ・柔軟な組織・職員配置と多様な人材確保
- ・KPIによるPDCAサイクルの運用

### ○職員の意欲向上と能力発揮

- ・OJTによるコーディネート型人材・プロデュース型人材の育成
- ・産総研、大学等への研修派遣等による、研究員の研究開発スキルアップ

## 〔財務内容の改善〕

### ○剰余金の有効活用

- ・研究開発、企業支援の充実、**施設・機器の整備・改善**、職員育成等への計画的・有効な活用
- ※年次計画的な整備推進による**センター機能・提供サービスの維持・向上**

## 〔その他〕

### ○内部統制システムの構築・運用等

- ・内部統制システムの整備と継続的な実施、法令等の遵守
- ・多様な人材確保と活用（障がい者、退職者、高齢者等の活用）
- ・職員の心身両面での健康保持増進、働きやすい職場環境づくり
- 産業医等による職場巡視、保健師による健康相談等

### ○災害等緊急事態への対応

- ・緊急事態への的確な対応とサービス提供体制の構築
- BCP（事業継続計画）、防災業務計画の策定・運用

## KPIの考え方

## 第4期KPIと他県地独公設試数値目標との比較

項目	単位	第4期目標	第4期実績	第3期実績	第2期実績	第1期実績	第0期実績	第4期目標	第3期実績	第2期実績	第1期実績	第0期実績	備考
中期目標期間（年）		4		4	5	5	5	5	5	5	5	5	・期間4年間は真取のみ。他機関は5年間 ・北海道及び青森は農林水産分野と統合した組織
企業数（製造業）		810		810	5,154	1,378	2,060	10,708	7,644	4,372	15,844	1,717	
職員数		41		41	129	45	53	250	180	110	200	42	
KPI① 企業訪問件数	中期 年平均 年/企業 年/職員	2,500 825 0.77 15	1.00	2,500 825 0.77 15			2,500 500 0.24 9					1,150 230 0.13 5	・第3期と同数 ・企業訪問件数を数値目標設定しているのは、鳥取、岩手、山口、小規模県の指標 ・他県と比較して設定値は高い。
KPI② センター利用企業の満足度	中期 年度			80% 80%			90% 90%						・設定しているのは、岩手のみ
KPI③ 技術移転件数	中期 年平均 年/企業 年/職員	40 10 0.012 0.24	1.50	60 15 0.019 0.37	2,800 580 0.109 4.34	150 30 0.022 0.57	150 30 0.015 0.57	100 20 0.002 0.08		100 20 0.005 0.18	145 29 0.002 0.15	40 8 0.005 0.19	・第3期の1.5倍に設定 ・多くの機関で指標としている ・他機関と比較して、規模的には妥当な目標値
KPI④-1 知的財産の出願件数	中期 年平均 年/企業 年/職員	16 4 0.005 0.10	2.00	32 8 0.010 0.20		100 20 0.015 0.44	40 8 0.004 0.15		155 31 0.004 0.19	24 5 0.001 0.04	55 11 0.008 0.28		・第3期の2倍に設定 ・他機関と比較して企業ベースでは高めに設定、職員数ベースでは妥当な数となる。 ・取得とあわせて目標
KPI④-2 知的財産権の実施許諾件数	中期 年度			合計360 —									・現在の17に5件プラスして22件とする ・実施許諾件数を数値目標としているのは北海道のみ
KPI⑤-1 研究プロジェクト件数	中期 年度			30程度/年 —			300 60						・技術移転を旨とした貴重性の研究とするため、業務バランス等を考慮してテーマ数を設定した。
KPI⑤-2 独自技術確立件数	中期 年平均 年/企業 年/職員			50 13 0.02 0.30		340 68 0.05 1.51							・技術確立をして次ステージ研究、技術移転に移したものを技術確立件数とする。
KPI⑥-1 人材育成研修参加企業数	中期 年平均 年/企業 年/職員			800 200 0.25 4.88									・初級研修を抑えて、中上級者向け研修を強化することとしたため、実績値より低く設定した。
KPI⑥-2 人材育成研修参加者数	中期 年平均 年/企業 年/職員			1,600 400 0.49 9.78				7,650 1,530 0.20 9.58					・初級研修を抑えて、中上級者向け研修を強化することとしたため、実績値より低く設定した。
KPI⑥-3 人材育成研修育成者数	中期 年平均 年/企業 年/職員			260 65 0.08 1.58						2,100 420 0.03 2.10			・育成者数は中上級者向け研修を終了した技術者とする。 ・AI/IoT/ロボット等の重点分野を強化することにより、高度人材育成を推進する
KPI⑦ 関連機関との連携支援件数	中期 年平均 年/企業 年/職員			40 10 0.01 0.24	4,100 820 0.18 6.36		50 10 0.00 0.19						・産業振興機構、信用保証協会との連携 ・産総研との連携
KPI⑧ 外部資金の新規獲得件数	中期 年平均 年/企業 年/職員	28 7 0.01 0.17	1.43	40 10 0.01 0.24	2,000 400 0.08 3.10			70 14 0.00 0.06	450 90 0.01 0.56	76 15 0.00 0.14	415 83 0.01 0.42	30 8 0.00 0.14	・研究プロジェクトによる外部資金の獲得に加えて、機器導入、事業系の外部資金等の獲得にも力を入れる

# KPIの考え方

# 地独公設試のH29実績値との比較

機関名	鳥取県	岩手県	青森県	山口県	京都市	北海道	大阪府	神奈川県	東京都	備考
県人口 (H29) [万人]	57	126	130	139	256	534	886	917	1,364	東京の1/2.5、岩手県の半分以下
事業所数 (H29)	810	2,060	1,378	1,717	4,379	5,154	15,844	7,644	10,706	大阪の1/20、青森県の6割以下
新進出企業数 (H29) [百万円]	720,888	2,315,410	1,804,094	5,596,401	5,404,953	6,004,199	15,698,211	16,231,777	7,748,570	神奈川の1/2.9、青森県の4割以下
技術系職員数	41	53	45	42	54	81	240	153	250	平均107名の45%
博士号取得者数	16	24	16	12	16	19	143	—	100	大阪が多い その他は、職員数割合でほぼ同程度
/企業数	0.39	0.45	0.36	0.29	0.30	0.23	0.60	—	0.40	
/職員数	8,240	3,379	1,344	1,369	6,213	3,794	90,133	22,258	136,566	東京と鳥取、大阪が企業数ベース、職員数ベース割合で非常に多い
技術相談件数	10.2	1.6	1.0	0.8	1.4	0.7	5.7	2.9	12.8	
/企業数	201.0	63.8	29.9	32.6	115.1	46.8	375.6	145.5	546.7	
/職員数	784	570	193	584	—	219	371	98	1,180	鳥取が非常に多い 岩手、山口も比較的多い………小規模県多い
企業訪問件数	0.97	0.28	0.10	0.33	—	0.04	0.02	0.01	0.11	
/企業数	19.1	19.8	3.0	13.4	—	2.7	1.5	0.6	4.7	
/職員数	2,011	7,684	4,165	643	9,954	1,319	5,123	4,940	143,093	東京が非常に多い 岩手、京都も比較的多い
依頼試験件数	2.5	3.7	3.0	0.4	2.3	0.3	0.3	0.6	13.4	
/企業数	49.0	145.0	92.6	15.3	184.3	18.3	21.3	32.3	572.4	
/職員数	5,388	2,749	12,983	3,066	361	902	6,935	1,477	144,737	東京が非常に多い 青森、鳥取も次いで多い
機器利用件数	6.7	1.3	9.4	1.8	0.1	0.2	0.4	0.2	13.5	
/企業数	131.4	51.9	288.5	73.0	6.7	11.1	28.9	9.7	578.9	
/職員数	31	57	51	36	7	58	86	70	140	職員数に対して鳥取は多い方である 小規模県は多い傾向にある
研究テーマ数	0.038	0.028	0.037	0.021	0.002	0.011	0.005	0.009	0.013	
/企業数	0.8	—	1.1	0.9	0.1	0.7	0.4	0.5	0.6	
/職員数	2	—	2	14	46	7	199	98	85	京都、大阪、神奈川が多い(研究テーマ数割合は小さいが………) 鳥取は少ない
学会等の論文発表数	0.002	—	0.001	0.008	0.011	0.001	0.013	0.013	0.008	
/企業数	0.05	—	0.04	0.33	0.85	0.09	0.83	0.64	0.26	
/職員数	25	—	31	33	44	67	624	372	128	大阪、神奈川が多い(研究テーマ数割合は小さいが………)
学会等の口頭発表数	0.031	—	0.022	0.019	0.010	0.013	0.039	0.049	0.012	
/企業数	0.6	—	0.7	0.8	0.8	0.8	2.6	2.4	0.5	
/職員数	37	40	39	62	44	52	303	218	205	山口が比較的多い 鳥取は企業数規模に対しては多い 職員数割合では山口、大阪、神奈川が多い
特許所有件数	0.046	0.019	0.028	0.036	0.010	0.010	0.019	0.029	0.019	
/企業数	0.9	0.8	0.9	1.5	0.8	0.8	1.3	1.4	0.8	
/職員数	8	4	15	9	13	3	66	34	45	企業数割合では鳥取は多くなっているが、平均的な状況
特許H29出願件数	0.010	0.002	0.011	0.005	0.003	0.001	0.004	0.004	0.004	
/企業数	0.2	0.1	0.3	0.2	0.2	0.0	0.3	0.2	0.2	
/職員数	17	19	23	37	3	40	53	198	46	神奈川県が実施件数が多い、その他は平均的。
特許実施件数	0.021	0.009	0.017	0.022	0.001	0.008	0.003	0.028	0.004	
/企業数	0.4	0.4	0.5	0.9	0.1	0.5	0.2	1.3	0.2	
/職員数	108	525	425	628	548	1,005	4,308	6,805	609	神奈川県が非常に多い 鳥取と東京が少ない
H29特許料収入	0.133	0.255	0.306	0.366	0.125	0.195	0.272	0.890	0.057	
/企業数	2.5	9.9	9.4	15.0	10.1	12.4	18.0	44.5	2.4	
/職員数	59	133	153	46	—	96	157	65	306	岩手、青森が開催多い 鳥取も比較的多い
講習会等開催件数	0.073	0.065	0.111	0.027	—	0.019	0.010	0.009	0.029	
/企業数	1.4	2.5	3.4	1.1	—	1.2	0.7	0.4	1.2	
/職員数										

# KPIの考え方

# 全国公設試のH29実績値との比較

項目	基準	単年度			期(4年間)			目標設定の考え方		
		近似	第4期目標	第3期目標	第3期実績	近似	第4期目標		第3期目標	第3期実績見込
技術系職員数(名)	企業数 職員数	36 —	43	43	41	36 —	43	—	41	全国近似より若干技術系職員数が多い
博士号取得者数(名)	企業数 職員数	15 9	16	16	16	15 9	16	—	16	博士号取得者数は全国近似から妥当な数
技術相談件数	企業数 職員数	1,556 4,741	8,000	—	8,240	6,224 18,964	32,000	—	32,000	第3期実績を維持。 全国近似の17倍(職員)、5倍(企業)
KPI① 企業訪問件数	企業数 職員数	327 350	625	625	784	1,308 1,400	2,500	2,500	3,200	実績数より少ないが、質重視と業務バランスを考慮して第3期目標の同数で設定。
依頼試験件数	企業数 職員数	2,805 3,967	2,000	—	2,011	11,220 15,868	8,000	—	7,870	第3期実績とほぼ同数で設定。 全国近似値の6割程度で設定。
機器利用件数	企業数 職員数	5,351 5,118	5,000	—	5,388	21,404 20,472	20,000	—	21,100	第3期実績、全国近似値とほぼ同数で設定。
KPI② 研究テーマ数	企業数 職員数	29 32	年間 30程度	—	31	— —	年間 30程度	—	117	全国の状況と、職員の業務量等を考慮して年間30程度で推移するようテーマ設定する。 (サポイン等を加えるとH29実績は49テーマ)
学会等の論文発表件数	企業数 職員数	7 9	8	—	2	28 36	32	—	20	全国近似値と同数を目指。実績の1.6倍で設定。
学会等の口頭発表件数	企業数 職員数	31 32	30	—	25	124 128	120	—	71	全国近似値と同数を目指。実績の1.7倍で設定。
特許所有件数	企業数 職員数	32 35	—	—	37	32 35	トータル 40	—	35	特許所有件数は近似より若干多めで設定
KPI③ 特許出願件数	企業数 職員数	4 3	8	4	8	14 12	32	16	25	第3期目標の2倍、全国近似値の2倍で設定。 実績の3割増し。
KPI④ 特許実施件数	企業数 職員数	15 16	—	—	17	15 16	トータル 22	—	18	現在、全国近似値より若干多い状況。 全国近似の1.5倍、現状の1.2倍に設定。
特許料収入(千円)	企業数 職員数	881 1,025	300	—	108	3,524 4,100	1,200	—	461	特許料収入が、全国値の10%程度しかない。 全国値の80%程度に引き上げるように設定。 実績の2.6倍。
講習会等開催件数	企業数 職員数	54 51	60	—	59	216 204	240	—	231	第3期実績、全国近似値とほぼ同数で設定。

全国公設試の実績から求めた当センター規模の近似値

# KPIの考え方

# 第4期センター活動とKPIの設定について

活動項目	中期計画KPI、活動KPI	第4期(年度) KPI値、実績値	第4期(期間)	第3期実績 見込み	4期目 /3期実	備考
A 技術テーマ抽出に関する活動	技術相談数 (活動KPI)	8,000	32,000	32,000	1.0	・企業訪問、来所、メール等での技術相談の総数 ・企業の課題解決と同時にセンター活動のネタ抽出となる ・第3期実績を維持
	企業訪問件数 (計画KPI①)	625	2,500	3,200	0.8	・企業現場での技術支援だけでなく、センター職員の現場を把握する機会となる ・未所相談の増加、他業務とのバランスを考慮
	依頼相談数 (活動KPI)	2,000	8,000	7,900	1.0	・センター特有の機器、研究職員のノウハウを活用して技術課題を解決する。 ・機器整備等の機能維持と向上、職員のスキルアップにより実施 ・第3期実績を維持
	提案利用数 (活動KPI)	5,000	20,000	21,000	1.0	
B 技術開発に関する活動	研究プロジェクト件数 (計画KPI③)	年間30テーマ程度	年間30テーマ程度	49/H29年度 ※サボ心増含む	-	・テーマ数が多すぎると研究だけでなく、他の業務にも負の低下を引き起こす可能性があるので、年間数を管理して実施
	独自技術確立件数 (計画KPI④)	13	50	-	-	・研究ステージ毎に技術確立を確認、次ステージに進捗する数
	学会等での論文発表件数 (活動KPI)	8	32	20	1.6	・全国公設試との比較から目標を高めた
	学会等での口頭発表件数 (活動KPI)	30	120	71	1.7	・全国公設試との比較から目標を高めた
	知的財産権の所有数 (活動KPI)	-	トータル40	トータル35	-	・現在の保有数が35、第4期期間終了時に40とする 35+新規一放棄=40
	知的財産権の出願数 (計画KPI⑤)	8	32	25	1.3	・直近の年度(H29年度)出願数を目標とした
	知的財産権の異議申立て (計画KPI⑥)	-	トータル22	トータル18	-	・技術移転をKGIとしたことから目標値を上げた
	特許料収入 (活動KPI)	300	1,200	461	2.6	・全国公設試との比較、技術移転をKGIとしたことから目標値を上げた
	C 外部資金の獲得	外部資金の新規獲得件数 (計画KPI⑦)	10	40	41	1.0
D 人的資源に関する活動	人材育成等の実施件数 (活動KPI)	60	240	231	1.0	
	人材育成参加企業数 (計画KPI⑧)	200	800	1,100	0.7	・中上級者向け研修を重点として実施するため、参加企業数と参加者数は実績値より低く設定
	人材育成参加者数 (計画KPI⑨)	400	1,600	3,200	0.5	・研修の質を高め、高次技術者の育成者数を増加させる
	人材育成での育成者数 (計画KPI⑩)	65	260	200	1.3	
E 関係機関との連携	連携プロジェクト件数 (計画KPI⑪)	10	40	-	-	・関係機関との連携事業等
F 利用企業へのサービスの評価	センター利用企業の満足度 (計画KPI⑫)	80%以上	80%以上	-	-	・来所(相談、機器利用等)、人材育成、共同研究、その他事業で実施するアンケートと定期的に実施する全体アンケート全ての満足度
G 県内企業の業績向上に繋がる技術成果の創出	技術移転数 (計画KPI⑬)	15	60	48	1.3	・実績値より高く設定

※【計画KPI】第4期中期計画で示した数値目標、【活動KPI】定期的に進捗を点検する指標、活動状況に応じて見直しも行う

第4期重点分野

AI・IoT・ロボット分野の実装支援

～AI・IoT・ロボット開発・導入促進支援事業～

製造業の生産性向上のためのAI・IoT・ロボット等先端技術の実装支援



手作業による後工程・検査  
メッキ



スライムのグループ生産  
食品加工

県内製造現場に必要な

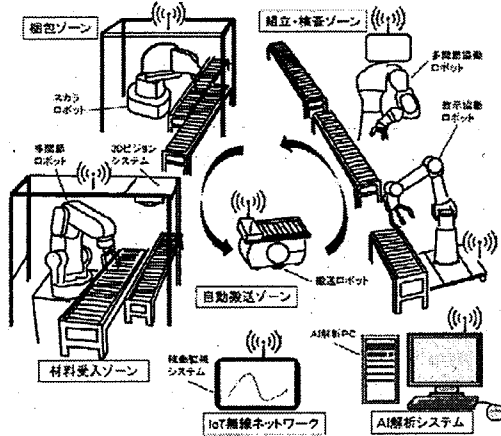
- ・要素技術構築
- ・企業人材の育成



ロボットによる作業連携  
(アイティメディアIPより転載)

- 製造工程の改善
- ロボット技術導入促進
- 多品種少量生産体制の構築
- Sier企業の育成

■実装支援拠点の整備



■要素技術開発



■人材育成

※初級者向け AI・IoT・ロボットセミナー



※中級者向け AI・IoT・ロボット技術講習会



※上級者向け 個別実習【導入支援】



プロジェクト実施計画

	2019	2020	2021	2022	2022以降
要素技術開発	要素技術の基礎的な開発と検証		センター職員のスキルアップ・技術蓄積		
実装支援拠点	支援拠点整備(設備導入)	導入設備(支援拠点)による実証実験(県内企業に機器開放)			
人材育成	AI/IoT/ロボットに関する普及セミナー、人材育成研修実施				
技術移転	蓄積した要素技術に関する技術普及講習会、導入支援				
	企業の製造工程への技術移転(企業との共同研究、導入支援)				最終目標

【企業現場に適用可能な工程】

- ・原材料/部品の外観検査
- ・仕分け作業の自動化
- ・完成品検査の自動化
- ・自動梱包ロボット
- ・搬送カート
- ・金型温度制御
- ・加工温度制御
- ・自動塗装ロボット
- ・自律自動ミスマシ
- ・魚種の自動判別
- ・魚サイズの自動判別等

- 【農業(栽培・収穫)】
- ・梨収穫ロボット
- ・スイカ収穫ロボット
- 【熟練技能の代替・協働】
- ・特殊精密外観検査
- ・金属加工品(バリとり)
- ・菓子館包み
- ・三枚おろし
- 【病院、介護施設】
- ・簡易アシスト
- ・配膳カート
- 【その他】
- ・回収ゴミ分別
- ・施設点検ロボ
- ・除草ロボ
- ・買い物カート



地方独立行政法人鳥取県産業技術センター第4期中期目標と中期計画の対比表 (2019/02/12案)

第4期中期目標	第4期中期計画
<p>基本的な考え方</p> <p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成19年4月以降、地方独立行政法人として10年以上に亘り、「企業のホームドクター」として活動を継続してきた。その間、平成20年の米国リーマン・ショック後に発生したJ T米子工場の閉鎖、鳥取三洋及び日立金属の事業再編など、長きに亘り県内の基幹的製造業としての役割を担ってきた主要企業再編に伴う県内産業構造の転換、さらには日EU経済連携協定やTPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の締結など、県内企業を巡る経済・競争環境が大きく変化する中であって、県内唯一の工業系試験研究機関としての役割及び使命を認識した上で、継続的に県内企業ニーズの把握、ならびにセンターが提供すべき支援機能の充実、発揮に努めてきた。</p> <p>特に第3期中期目標期間（平成27～30年度）においては、積極的な企業訪問によりセンター利用企業数も着実に増加しつあり、多くの県内企業による研究・製品開発のサポートにつなげている。また、IoT技術導入や次世代デバイス開発など企業ニーズが高まりつつある成長分野に対応した人材育成事業を展開するとともに、機動性高いプロジェクト型研究会の導入など、企業ニーズに沿った新たな取組も進みつつある。結果として県内企業への技術移転件数が大幅に増加するなど、県内企業の技術力向上や利益確保に貢献してきたところである。</p>	<p>基本的な考え方</p> <p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成19年4月に地方独立行政法人に移行して以来、本県産業活力の強化、経済の発展及び県民生活の向上に貢献することを目的として、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及、県内企業への技術支援や人材育成等を積極的に推進してきた。</p> <p>一方、その間、本県の基盤的産業であった電気・電子関連企業の再編や第4次産業革命によるIoT分野等の急速な進展などもあり、センターは、今後めざましく発展していく技術革新や産業構造の変化にも即応し、先導的かつグローバルな視点により、本県産業の未来を切り拓く活動をより一層強化していくことが必要である。</p> <p>そのため、センターは地方独立行政法人法（平成15年度法律第118号）第25条の規定に基づき、鳥取県知事から指示を受けた2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間における「地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）」を以下のとおり定める。</p>
<p>(第3期中期目標期間における主な成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模事業者との取引関係に強みを有する県内三信用金庫との協力体制を強め（連携協定を締結）し、これまでセンター利用が無かった企業に対し合同企業訪問を行うなどしながら、利用促進を図ったこと等により、センター利用企業が大きく増加した。 (→小規模事業者の登録数は197社に増加、機器利用等件数は第2期比1.4倍)</li> <li>○企業とともに実証試験や試作等を重ねるプロジェクト型研究会（医療機器、素形材、食品開発等）の設置・運営により、技術移転件数が増加した。 (→センターが定めた目標指標比1.5倍、知的財産出願件数の増)</li> <li>○オーダーメイド型研修など人材育成メニューを拡充し、参加者数が大幅増加した。 (→参加者数は第2期比2倍)</li> <li>○外部資金獲得により自己収入額確保に努め、自己収入額が増加した。 (→自己収入額第2期比10%増)</li> </ul>	

○広域首都圏輸出製品技術支援センターとの連携体制確保（関東圏域外公設試験研究機関では唯一）により、県内企業の製造品海外認証規格支援を開始した。

（一例：火災検出器の海外認証規格について県外専門家から支援を受け、海外販路拡大に貢献）

しかしながら、課題もある。第4次産業革命進展に伴うパラダイムシフトを背景に、県内企業においても、AI・IoT・ロボット（※）等技術導入による生産性向上を図る動きやニーズが活発化していることから、当該技術の実装ならびに人材育成支援に向け、さらなる拠点機能の整備・発揮が求められる。加えて、県内企業を巡る技術進化が加速していることと併せ、国際経済状況も大きく変動しつつあり、自前主義によるサービス提供には自ずと限界があることから、県内外関係支援機関とのより一層の機能連携を図りながら、センターによる提供サービスの質をさらに高めていく必要がある。

また、県内有効求人倍率の上昇（平成26年平均：1.09倍→平成30年8月：1.66倍）や全国的な高齢化・人口減に伴う生産年齢人口減少を背景として、県内企業が直面する経営課題も「人手不足・人材不足の深刻化」など、現実問題として強く顕在化しつつある。このような中、県内GDPの2兆円達成（平成32年度目標）への道筋を確かなものとすべく、平成30年3月、鳥取県経済成長創造戦略を策定したところであり、戦略的推進分野でもある成長3分野（自動車・航空機・医療機器）ものづくり、鳥取大学発の世界的技術「染色体工学技術」等を活用したバイオ・ヘルスケア産業、グローバル市場展開への期待も高まる県内の農林水産・地域資源など、これまで官民一丸となって築き上げてきた成長の萌芽を、研究開発や人材育成等を通じながら付加価値に転換していくことが、GDP目標達成に向け不可欠である。

このようなことから、第4期中期目標期間においては、これまで同様に「企業のホームドクター」としての機能充実、発揮に努めるとともに、特に以下の点を基本目標として各種取組を推進していくことを求めたい。

- ・県内企業の生産性向上に貢献すべく、AI・IoT・ロボット等先端技術（第4次産業革命関連技術）の実装支援機能を整えること
- ・各種サービス（技術支援、研究開発、人材育成）提供に際しては、センターが主体性を発揮しながら県内外の関係支援機関との機能連携を図った上で、具体的支援を行うこと
- ・鳥取県経済成長創造戦略をはじめとする県施策推進に積極的に貢献すること

さらに、理事長のリーダーシップのもと、県内企業ニーズを機敏に捉えつつ柔軟かつダイナミックな組織・事業運営に取り組むなど、地方独立行政法人としての機能をフル活用しながら県内企業の技術力向上、利益確保に貢献することを強く期待

<p>して、次のとおり第4期中期目標を定める。</p> <p>なお、本中期目標規定項目の着実な遂行、達成に向け、PDCAサイクル（※）を有効に機能させるため、KPI（重要業績評価指標）を併せて定めることとし、センターは中期計画（※）の中でKPI毎の目指すべき指標水準を設定しなければならない。</p> <p>（※）「IoT」：「Internet of Things」の略であり、世の中の様々な物体（モノ）に通信機能を持たせることにより、離れた“モノ”の状態を知り操作することのできる技術</p> <p>（※）「AI」：「Artificial Intelligence」の略であり、人間の知的能力をコンピューター上で実現する技術</p> <p>（※）「PDCAサイクル」：Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、事業・経営管理などの管理業務を継続的に改善していく手法</p> <p>（※）「中期計画」：県が定めた中期目標に従い、センターが策定する中期目標期間における事業計画</p>		
第4期中期目標	第4期中期計画	計画する事業等
<p>I 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間とすること。</p> <p>II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 県内企業の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援 県内産業の発展には、中小製造業の技術力の向上、品質の信頼性の確保、新たな技術開発への挑戦といった産業活力が大きな力となる。これらを実現するため、県内企業が抱える技術的な課題を最大限に解決していただくための技術支援体制を強化し、利用企業の満足度向上に向けた各種取組を推進すること。</p> <p>【KPI①】 企業訪問件数 積極的な企業訪問を通じ、利用企業（新規利用含）の裾野拡大を図るとともに、企業現場ニーズの把握と課題解決等を推進していくことが重要であることから、本指標を設定する。</p> <p>【KPI②】 センター利用企業の満足度 技術相談や依頼試験等サービスにかかる満足度を把握し、企業ニーズに応えるサービスの改善、提供を行っていくことが重要であることから、本指標を設定する。</p>	<p>I 中期計画の期間 中期目標の期間は、2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間とする。</p> <p>II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 県内企業の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援 県内企業が抱える技術的な課題を解決するために、中小製造業の技術力の向上、品質の信頼性確保、新技術開発への挑戦を推進するセンターの技術支援体制を強化し、次に掲げる各種企業支援の取組を実施する。</p> <p>【KPI①】 企業訪問件数：<u>延べ2,500社</u></p> <p>【KPI②】 センター利用企業の満足度：満足度8割以上 第4期に実施する各種センター活動に対するアンケート調査で得た満足度（5段階評価：大変満足、満足、普通、やや不満、不満）において、「大変満足」および「満足」の合計数が全体の8割以上とする。</p>	<p>企業訪問の第3期目標は2,500社。全国実績比較近似では1,400社程度。企業数減、来所による相談の増加等により、現状維持の2,500社を目標とする。</p> <p>満足度調査の対象 「講習会&amp;セミナー」、「人材育成」、「共同研究・研究」、「技術相談」、「機器利用」、「依頼試験分析」</p> <p>【手段】 来所アンケート、事業実施後アンケート、定期アンケート等</p>

<p>(1) 技術的課題解決のための技術相談      県内企業が抱える技術的課題に関する技術相談を着実に      行うことができる体制を整え、適切なアドバイスや情報提供      等を行うこと。そのため、センター職員による対応に加え、      関連する支援機関や大学等との連携も十分活用しながら、技      術課題へのきめ細かな対応力を強化すること。      また、積極的な企業訪問により県内企業が抱える技術課題      を把握するとともに、新たな利用企業を開拓するなど利用企      業の裾野拡大を図ること。</p>	<p>(1) 技術的課題解決のための技術相談      県内企業が抱える技術的課題に関する技術相談に対して、      センターの有する資源を用いてきめ細かな対応を行い、早期      の課題解決を図る。      また、来所による相談対応だけでなく企業訪問等による能      動的な技術相談も積極的に実施し、企業現場での課題解決や      取り組むべき技術課題の抽出を行い、<u>今後センターで実施する研      究開発、人材育成等にも反映して、企業ニーズに即したセンター活      動に繋げていく。</u>      さらに、関連機関との連携を活用しながら未利用企業等にも      センター活動の認知度を高め、利用の裾野拡大にも努め      る。</p>	<p>&lt;相談、早期解決、課題抽出&gt;      来所、企業訪問による現場等      ・相談内容、課題解決に向けた分      析とセンター全体での共有化      →<u>研究開発、人材育成等に反映</u></p> <p>&lt;関係機関との連携&gt;      ・機構、保証協会との3機関連携      ・産総研 IC の活用 等</p>
<p>(2) 製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための機器      利用、依頼試験・分析</p> <p>中小企業、特に小規模事業者においては、より厳しい品質      基準や高性能化等に対応した機器や人材を確保することが      困難であることから、これらに対応する試験・分析機器の計      画的な整備、提供する試験・分析メニューの充実、サービス      提供時間や手続等の継続的な改善など、効率的な支援体制を      整備するとともに、技術支援内容の質的向上を図ること。      そのため、常に利用状況や企業ニーズを把握し、必要な機      器、試験・分析メニューを維持、追加するとともに、老朽化      した機器設備の更新、稼働率の低い機器設備の処分等もその      必要性を検討の上、適切に実施すること。      また、センターが地方独立行政法人として発足して以降、      機器利用等にかかる支援件数は増加傾向にあるが、センター      における技術スタッフの配置や他の技術支援機関との連携      など組み合わせながら、引き続き効率的かつ効果的な支援に      取り組むこと。</p>	<p>(2) 製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための機器      利用、依頼試験・分析</p> <p>常に利用状況や企業ニーズを把握しながら、県内企業が直      面するより厳しい品質基準や高性能化等に対応する試験・分      析業務の充実・改善などを継続的に実施する。      そのため、<u>新たに必要となる機器の導入、老朽化した機器設備      の更新や稼働率の低い機器設備の処分等もその必要性を検討の      上、計画的に整備する。</u>      また、必要に応じて技術スタッフの配置や他の技術支援機      関との連携などを活用して、効率的かつ効果的な支援に取り      組む。</p>	<p>・機器利用、依頼試験分析等の継      続実施      ・<u>更新機器等の整備計画の実施</u>      ・技術スタッフの配置の継続      ・関西広域連合、中国地域内の企      業への利用料金割増廃止継続      ・小規模事業者減免の継続 等</p>

<p>(3) 新事業の創出、新分野進出のための支援</p> <p>新規事業の立ち上げ又は新製品開発を目指す県内企業等に、インキュベーション（※）施設など研究開発の場を提供し、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施すること。</p> <p>また、関係機関と連携し、関連する市場動向や販路などの情報提供を含めた総合的な支援にも取り組むこと。</p> <p>（※）「インキュベーション」：設立して間もない新企業に公的機関等が経営技術、資金や人材など提供しながら、育成すること</p>	<p>(3) 新事業の創出、新分野進出のための支援</p> <p>新規事業の立ち上げ又は新製品開発を目指す県内企業等に対して、保有機器の利用促進だけでなく、起業化支援室や開放型実験室等の研究の場を引き続き提供し、必要に応じてセンター職員も協力しながら、企業の技術課題の解決を図る。</p> <p>さらに、これら技術的支援に加えて関係機関と連携してビジネス移行を想定した総合支援にも取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 起業化支援室、実験室の提供</li> <li>・ 機構、保証協会との3機関連携</li> <li>・ 産総研 IC の活用</li> </ul>
<p>(4) 生産性向上のためのAI・IoT・ロボット等先端技術の実装支援</p> <p>県内企業ニーズが高まっているAI・IoT・ロボット等先端技術を活用した取組を支援すべく、とっとりIoT推進ラボ（※）や県内外関係機関と連携しながら、当該技術の実装支援拠点機能を整備するとともに、拠点機能の発揮により県内企業の生産性向上に貢献すること。</p> <p>（※）「とっとりIoT推進ラボ」：地域課題の解決及び地域産業の生産性向上に向けたIoTプロジェクトを支援するため、経済産業省から地域選定を受け、平成29年11月に設立。現在、85団体・企業が参画（平成30年10月時点）している</p>	<p>(4) 生産性向上のためのAI・IoT・ロボット等先端技術の実装支援</p> <p>今後急速に発展し、県内企業においてもその活用が急務であるAI・IoT・ロボット等先端技術分野について第4期計画期間中の重点分野として位置づけ、県が推進する関連事業や県内外の関係機関とも連携しながら、県内企業の生産性向上に貢献していく。</p> <p>そのために、県や国等の支援を活用して当該技術の実装支援拠点機能を早期に整備し、その拠点機能により企業の導入前試験や検証を企業技術者とともに実施するなど、AI・IoT・ロボット等先端技術の企業現場への導入を推進する。</p> <p>また、県等が設ける補助制度等を活用して導入を計画する企業への支援も積極的に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実装拠点整備</li> <li>・ 重点分野として位置付けて、プロジェクト型で推進</li> </ul>
<p>(5) グローバル需要獲得のための支援</p> <p>海外市場展開を目指す業種や企業も増加しつつあることから、県内企業の海外需要獲得ひいては収益力向上を図るため、情報収集や県内企業への情報発信を行うこと。</p> <p>また、引き続きHACCP（※）等食品認証取得支援に取り組むほか、EMC関連規格（※）やCEマーク（※）等製造品国際規格認証の取得支援についても、第3期中期目標期間において連携体制を構築した広域首都圏輸出製品技術支援センターに加え、日本貿易振興機構等県内外関係機関と連携して取り組むこと。</p> <p>（※）「HACCP」：「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略で</p>	<p>(5) グローバル需要獲得のための支援</p> <p>海外市場展開を目指す企業等に対して、広域首都圏輸出製品技術支援センター（MTEP）や日本貿易振興機構等、相談案件に最適な県内外関係機関等と連携しながら、海外市場の獲得や国際規格認証取得に関連する各種情報や支援メニュー等を必要に応じて提供していく。</p> <p>また、引き続きHACCP等食品認証取得支援に取り組む、本県の食品の安全・安心の確保にも貢献していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ MTEP の継続</li> <li>・ HACCP 関係の支援継続（県からの受託事業）</li> </ul>

<p>あり、食品の製造工程における国際的な品質管理システム</p> <p>(※) 「EMC」：「Electro-Magnetic Compatibility (電磁両立性)」の略であり、複数の電気・電子機器が同じ電磁的環境に混在しているとき、お互いに悪影響を及ぼさずに正常な動作を行うための機能</p> <p>(※) 「CEマーク」：「Conformite Europeenne」の略で、販売・流通する工業製品がEU加盟国の安全基準を満たしていることを示すマーク</p>		
<p>2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発</p> <p><b>【KPI③】 技術移転件数</b>  <b>【KPI④】 知的財産権の活用 (出願件数、実施許諾件数)</b>      研究開発成果の実用化、ひいては企業収益確保につながる研究開発を行っていくとともに、成果の権利保護を図っていくことも重要であることから、本指標を設定する。  <b>【KPI⑤】 研究開発プロジェクト件数 (取組件数、うち独自技術確立件数)</b>      企業への技術移転はもとより、より経済効果の高い研究成果を創出していくためにも、企業等関係機関とともに取り組む研究開発プロジェクト (大型プロジェクト、共同研究、受託研究) を推進していくことが重要であることから、本指標を設定する。</p>	<p>2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発</p> <p><b>【KPI③】 技術移転件数：60件</b>  <b>【KPI④】 知的財産権の活用</b>      ◆出願件数：32件      ◆実施許諾件数 (全数)：22件      第4期終了時まで実施許諾件数を22件とする。  <b>【KPI⑤】 研究開発プロジェクト件数 30件程度/年</b>      (うち独自技術確立件数) 50件      研究活動を充実させるために、年間実施テーマ数の目安を30テーマとする。研究成果のうち、次ステージに進展したものを独自技術の確立とする。</p>	<p>&lt;技術移転&gt;      第4期センターKGIに設定。第3期の1.5倍に目標を設定。      &lt;特許&gt;      [出願] 第3期実績および全国公設試との実績比較から、第3期の2倍に設定。      [実施許諾] 第3期期間の保有特許の実施許諾件数は17件。全国公設試との実績比較から、<u>期間終了時にプラス5件の実施許諾件数</u>とすることとした。      &lt;研究プロジェクト&gt;      内容・成果重視とするために、研究を絞り込み年間30テーマ前後で実施。研究カテゴリーを段階的に設定して、ステージ毎での技術確立を明確化、次ステージにステップアップした数を独自技術確立件数とする。</p>
<p>(1) 企業の収益力向上を目指す実用化研究 (短期的視点での研究)</p> <p>実用化研究の推進に際しては、企業ニーズや国・県等の施策、市場動向を的確に把握し、県内企業への短期的な技術移転と実用化に加え、企業の収益確保を常に意識しながら、各種取組を推進すること。</p> <p>その際、センター単独での実施が困難な研究や研究成果の実用化等については、強みと意欲を有する県内企業、大学、農林水産系公設試験研究機関等と連携しながらプロジェクト型の共同研究として積極的に取り組むとともに、共同研究の実施に当たっては、センターがリーダーシップを発揮しな</p>	<p>(1) 企業の収益力向上を目指す実用化研究 (短期的視点での研究)</p> <p>センターで実施する研究テーマは、次のように研究開発の<u>段階を明確にして設定し、県内企業への技術移転を目指して実施</u>する。      &lt;A&gt;トップダウン研究      ①プロジェクト研究      a.必要に応じて理事長がトップダウンで指示する研究      b.外部資金研究      c.競争的資金等を目指すために、年度途中で短期準備が必要な研究</p>	<p>・研究カテゴリーを段階的に細分化、企業との共同研究を増やし、<u>技術移転に繋げる</u></p>

<p>がらプロジェクトをけん引すること。</p> <p>また、企業等から要請のあった技術開発については、センターが取り組むことによって解決が促進され、関係企業のみならず県内産業界に広く受益が及ぶものについて、受託研究として取り組むこと。</p> <p>さらに、研究テーマの設定に際しては、企業ニーズに応じた内容とするとともに、鳥取県経済成長創造戦略において位置づけた戦略的推進分野に加え、EV・自動運転支援システム等の次世代自動車技術や、精密加工技術等を有した県内製造業による医療機器開発などものづくり成長3分野（自動車・航空機・医療機器）、豊富な農林水産資源を活用した高付加価値な食品開発分野、さらにはIoT・AI技術導入による生産性向上を目指した取組など、県内企業の競争力強化及び新たな事業展開に結びつく研究テーマを積極的に設定すること。加えて、県内の重要な基盤的産業である電機・電子、機械・金属分野等の高度化、グローバル需要の獲得、さらには地域の強みを活かしながら新事業創出を目指した研究にも取り組むこと。</p> <p>なお、研究推進に際しては、研究テーマの設定から研究成果に関する事後評価まで、外部専門家の意見も取り入れながらPDCAサイクルを回していくこと。その際、市場動向や今後の県内産業界の動向、さらには技術移転の可能性についても考慮した上で、研究テーマ及び研究継続の決定や、必要な研究費の配分等を行うこと。加えて、得られた研究成果は関係者に広く周知し、研究成果の普及と技術移転を推進すること。</p>	<p>&lt;B&gt;企業との連携研究</p> <p>②戦略的分野研究 県戦略的推進分野等に関連する技術課題の解決を目指す企業との共同研究</p> <p>③実用化研究 技術支援等から発展した企業との共同研究</p> <p>&lt;C&gt;センター単独研究</p> <p>④先駆的研究 本県の未来を切り拓く先導的な研究</p> <p>⑤実用化促進研究 実現可能性を確認したアイデアの実用化技術の確立を目指す研究</p> <p>⑥可能性探索研究 技術アイデアの可能性を確認する研究</p> <p>特に、「&lt;B&gt;企業との連携研究」を充実強化し、企業の技術課題を解決するための共同研究や受託研究を推進する。技術相談等で抽出した緊急な技術課題については、「③実用化研究」等において該当企業と連携して短期的な解決を図り、センター単独では困難な案件については、必要に応じて大学等の関係機関とも連携しながら取り組む。</p> <p>さらに、中期目標で県から指示のあった鳥取県経済成長創造戦略の戦略的推進分野等への取組みのなかで、「次世代自動車分野」、「豊富な水産資源を活用した高付加価値食品分野」、「生産性向上を目指したIoT・AI技術分野」については、<u>県内企業の競争力強化及び新たな事業展開に結びつくことを目的に、センター重点分野として取り組む。</u>これらの重点分野は本県の重要な基盤的産業でもあり、新事業創出やグローバル化などを念頭に、中長期的な研究戦略の中で短期的な研究についても、県内産業界の動向を見ながら適宜実施する。</p> <p>なお、研究テーマの設定、研究成果等の評価については、センター研究評価委員会を設置して、各技術分野に応じた外部専門家の意見を取り入れながら、継続の判断や研究費の配分等を引き続き実施して効果的な研究マネジメントを行う。</p> <p>また、得られた研究成果についても、引き続きセンター研究発表会を開催し関係企業等へ周知すると共に、その他の成果普及の機会を活用しながら情報発信を行う。</p>	<p>・3つの重点分野を設定</p> <p>・研究評価委員会の分科会を分野別に変更</p> <p>・センター研究成果発表会 ・研究報告書の作成 ・その他</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(2) 未来の経済・産業発展に貢献する基盤的研究 (中長期的視点での研究)</p> <p>新産業創出を目指したシーズ開発、今後成長が見込まれるものの県内企業による独自の取組が困難と考えられる技術分野など、中長期的な視点での戦略的かつ基盤的な研究開発 (以下「基盤的研究」という。) について、将来的な国内外の経済・産業動向や県内の技術動向などよく見据えながら、各種取組を推進するとともに、鳥取県経済成長創造戦略など県や国の政策動向をよく考慮した上で、研究テーマ設定を行うこと。</p> <p>また、基盤的研究によって得られたシーズや成果については、高付加価値な製品開発や新事業・新産業創出に向け、県内企業への技術移転を前提実用化研究へと発展させること。</p> <p>なお、基盤的研究の推進に際しては、競争的外部資金を積極的に活用すること。</p>	<p>(2) 未来の経済・産業発展に貢献する基盤的研究 (中長期的視点での研究)</p> <p>中期目標で定義された基盤的研究については、企業との共同研究を想定した「②戦略的分野研究」やセンター独自の先進的技術の確立を目指す「④先駆的研究」等により実施する。また、外部資金を活用した関係機関との大型プロジェクト研究にも取組み、県内企業への技術移転を推進する。</p>	
<p>(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及</p> <p>研究着手段階から知的財産権の取得、ならびに県内企業への実施許諾を行うことを強く意識しながら研究に取り組み、その成果により取得した知的財産権を積極的に公開し技術移転を進めるなど、効果的な知的財産創出サイクルを確立すること。</p> <p>なお、知的財産権の取得に当たっては、弁理士等の知的財産専門家を活用して新規性や活用の見込みについて十分検討するとともに、成果の普及においても関係機関と十分連携して取り組むこと。</p>	<p>(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及</p> <p>県内企業との共同研究を積極的に取り組み、技術移転を意識した知的財産権の取得を強化する。</p> <p>また、知的財産権の出願にあたっては、その有効性について弁理士や関係機関等からの意見を踏まえて、センター知的財産委員会において十分に検討した上で実施する。</p> <p>さらに、保有する発明の県内企業での実用化を推進し、実施許諾等により広く普及する。</p>	<p>・知財委員会の実施</p>
<p>3 鳥取県で活躍する産業人材の育成</p> <p>【KPI⑥】 人材育成メニューの充実 (参画企業・者数、育成者数)      県内企業の課題解決を図るには、企業ニーズに応えるきめ細かな人材育成メニューを提供し、課題解決人材をより多く輩出していくことが重要であることから、本指標を設定する。</p>	<p>3 鳥取県で活躍する産業人材の育成</p> <p>【KPI⑥】 人材育成メニューの充実      参画企業：800社      参加者数：1,600人、育成者数：260人      参加企業および参加者数はセンターが実施する人材育成事業の延べ数。育成者数は、中上級者向け人材育成事業の修了者数</p>	<p>[中上級者向け研修]      ・ものづくり人材育成塾      ・重点分野の人材育成 など      参加企業および参加者数はセンターが実施する全人材育成事業の参加数。育成者数は、ものづくり人材育成等中上級者向け事業の修了者数 (高度産業人材=中上級者)</p>



<p>企業ニーズの高いオーダーメイド型人材育成メニューの提供など、これまでに培ってきた産業人材育成のノウハウを活かしながら、引き続き積極的に企業内人材等を受け入れるとともに、県内ものづくりの現場において研究開発力や製造技術・商品化手法等の技術力を高め、あらゆる課題解決に積極的に取り組むことができる、高度産業人材育成に取り組むこと。</p>	<p>センターが長年実施してきたオーダーメイド型人材育成を継続実施するとともに、第4期に設定する重点分野について研究開発力や製造技術・商品化手法等の技術力の向上など中上級者向けの人材育成を特に強化して実施する。</p>	
<p>4 県内外機関との連携支援体制の構築</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【K P I ⑦】県内外機関との連携支援プロジェクト件数 (センターが主体的に組成するもの)</p> <p>提供サービスの質的向上を図るため、センター単独に依らず、強みを有する県内外関係機関と連携しながら支援活動を推進していくことが重要であることから、本指標を設定する。</p> </div> <p>企業の技術開発や事業化を目指した取組を強力に支援するため、自前主義によるサービス提供だけに依ることなく、公益財団法人鳥取県産業振興機構など産業支援機関、国立大学法人鳥取大学など学術機関に加え金融機関などの県内機関はもとより、国立研究開発法人産業技術総合研究所や他県公設試験研究機関などの県外機関とも迅速かつ緊密に連携し、センターによる提供サービスの質的向上をより一層図ること。</p> <p>その際、企業現場の課題を共有し解決策を提供するため、センターが主体性を発揮しながら、関係機関との連携支援体制を構築すること。</p>	<p>4 県内外機関との連携支援体制の構築</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【K P I ⑦】 県内外機関との連携支援プロジェクト件数 (センターが主体的に組成するもの) <b>40件</b></p> </div> <p>県内企業への技術移転を目指した県内外の関係機関との連携による大型研究開発プロジェクトを積極的に推進する。特にセンターの技術シーズを基にした研究プロジェクトの組成を強化する。</p> <p>さらに、<u>公益財団法人鳥取県産業振興機構</u>（以下「機構」という。）等の産業支援機関との連携により企業現場の課題を共有し、<u>技術支援のみにとどまらず、県内企業の市場獲得、経営強化までの総合的な支援体制を構築していく。</u></p> <p>また、<u>国立研究開発法人産業技術総合研究所</u>（以下「産総研」という。）との連携を深め、センター単独または産総研単独では困難な技術支援については互いに補完するなど、県内企業への提供サービスの質的向上を図る。</p>	<p>大型プロ、3 機関連携、産総研 IC</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、機構等とのサポイン等の外部資金(大型プロジェクト)獲得</li> <li>・機構、保証協会との3機関連携</li> <li>・産総研 IC の活用</li> </ul>
<p>5 積極的な情報発信、広報活動</p> <p>県内企業の技術開発及び生産活動を支援するため、ホームページや各種広報媒体を活用するとともに、講習会やセミナー、研究発表会等の開催を通じて、センターの技術的知見や最新の技術情報等について、積極的かつ効果的に情報発信すること。</p> <p>また、これまでセンターの利用実績がない企業等へのPR</p>	<p>5 積極的な情報発信、広報活動</p> <p>センターの技術的知見や最新の技術情報等について、これまで通りセンターホームページや各種広報媒体などを活用するとともに、各センターが主催する種講習会や研究会等を通じて積極的に情報発信する。さらに、県等他機関が主催する関連イベント等においても、参加機関と連携しながら効果的な情報発信を行っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、メルマガ</li> <li>・技術ニュース</li> <li>・講習会、研究会</li> <li>・県イベント等</li> <li>・コンテンツ協議会</li> <li>・学会や論文投稿</li> </ul>

<p>に加え、他機関と連携した情報発信など、効果的な手法を活用しながら利用企業の増加に努め、センターの利用拡大を図ること。</p>		
<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>	<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p>	
<p>1 機動性の高い業務運営</p> <p>理事長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づく機動性の高い業務運営を行うこと。</p> <p>そのためには、社会情勢や企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に応じて絶えず点検・見直しを行い、質の高い的確なサービスを県内企業へ提供できる運営体制とすること。</p> <p>職員の配置に際しては、本県産業の将来像と今後の技術動向を見据え、中長期的な視点に基づいた職員採用に努めるとともに、県内産業界の状況に対応した組織・職員配置を的確に行うこと。</p> <p>その際、必要に応じて技術スタッフを配置するほか、センター職員も自前主義に陥ることなく、任期付職員の採用、企業からの研究員派遣、ならびにクロスアポイントメント制度(※)の活用など、県内外の支援機関や企業等から迅速に技術支援・人材確保を図っていく取組を推進すること。</p> <p>さらに、センターが取り組む目標や責務について、職員の共通認識を図るとともに、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化についても徹底すること。</p> <p>このような業務運営による実績は、センター評価委員会(※)意見を踏まえ知事が評価し、その評価結果を役員報酬(退職手当を含む。)に反映させること。</p> <p>(※)「クロスアポイントメント」：研究者等が大学、公的研究機関、企業の中で、二つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関における役割に応じて研究・開発等に従事することを可能にする制度</p> <p>(※)「センター評価委員会」：地方独立行政法人法の規定に基づき、知事の附属機関として設置されるものであり、センターの業務実績評価案について意見を述べる等の役割を有している</p>	<p>1 機動性の高い業務運営</p> <p>本中期計画に記載した内容を達成するために、迅速かつ機動性の高いセンター運営を行う。</p> <p>そのために、本県産業の将来像と今後の技術動向を見据え、県内産業界の状況に対応した組織・職員配置を行うとともに、必要に応じて技術スタッフを配置し、人材確保についても様々な可能性を探りながら実現していく。</p> <p>また、本計画で設定するKPIを基にPDCAサイクルを運用する効果的・効率的な手法についても継続的に検討して、センターの目標や責務の実現に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織改組</li> <li>・技術スタッフ、事務スタッフの配置</li> <li>・職員採用</li> <li>・データベースの再構築</li> </ul>

<p>2 職員の意欲向上と能力発揮</p> <p>県内企業の技術的課題の解決、技術移転を意識した研究開発の推進を行う人材の育成を継続的に行うとともに、関係機関と連携したプロジェクト実施に際しては、センターが主体性をもって時代の変化に的確に対応した研究活動・支援活動を推進するため、センター内におけるコーディネート型人材・プロデュース型人材の育成に取り組むこと。</p> <p>その際、職員の能力や志向等踏まえながら、国立研究開発法人産業技術総合研究所や大学など研究開発機関や学術機関等への職員派遣など、多様な人事交流制度を活用すること。</p> <p>また、客観性・透明性の高い職員評価を行うとともに、評価結果を勤勉手当、昇給、昇進、職員配置等に反映させ、継続的に職員のレベルアップに繋げること。</p>	<p>2 職員の意欲向上と能力発揮</p> <p>センター第4期重点分野について、研究開発から企業人材の育成までの一連の活動をセンター内の横断的な連携により実施し、県内企業の技術課題の解決、技術移転を強く意識したコーディネート型人材・プロデュース型人材の育成をOJTにより行う。</p> <p>その他、必要に応じて産総研や大学等への研修派遣なども行い、研究員の研究開発スキルのレベルアップを図る。</p>	
<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p><b>【KPI⑧】外部資金の新規獲得件数</b> 財務の安定化に加え、研究開発資金や企業ニーズの高い機器設備の整備など、提供サービスの質的向上に向け、外部資金を積極的に獲得していくことが重要であることから、本指標を設定する。</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項</p> <p><b>【KPI⑧】外部資金の新規獲得件数 40件</b> 企業等との共同研究開発に対する国や県等の助成事業の獲得、機器整備等に対する補助事業の獲得、企業等との共同研究・受託研究、寄付等</p>	<p>サポイン等研究プロジェクトの獲得、JKA等の機器導入補助、センター事業への寄付等</p>
<p>1 予算の効率的運用</p> <p>運営費交付金（県から毎年度センターへ交付）を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く）については、期間開始前に示される基準に沿って、毎事業年度において経費抑制を行うとともに、事務処理の簡素化・効率化、施設・設備の有効利用の徹底、外部委託の活用など、業務運営の効率化と経費抑制を目的とした見直しを恒常的に実施すること。</p> <p>また、センターの業績に応じたインセンティブとして、業績評価に基づき増減させる算定ルールを適用する。</p> <p>なお、経費抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。</p>	<p>1 予算の効率的運用</p> <p>センター予算の編成に当たっては、その必要性を十分に吟味して、スクラップ・アンド・ビルドの徹底など事業の見直しと重点化により、運営費交付金の効率的運用を行う。</p> <p>また、事務処理の簡素化・効率化、施設・設備の有効利用の徹底、外部委託の活用等により、業務運営の効率化と経費抑制を図る。</p> <p>なお、情報ネットワークや業務システムの構築・活用に当たっては、上記視点に十分考慮しながら進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター独自の情報ネットワークシステムの構築</li> <li>・財務会計・給与システム刷新、人事管理システム導入</li> </ul>

<p>2 自己収入の確保      県内企業等の機器利用や依頼試験への積極的な対応や、知的財産権の効果的な取得・活用によって使用許諾を推進するとともに、企業や大学等との共同研究等による競争的資金等外部資金の積極的な獲得に努め、運営費交付金以外の収入を確保すること。      なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関係法令等に基づいて設定したルールを遵守すること。</p>	<p>2 自己収入の確保      利用者へのサービスの向上を図るため、機器設備の新設や試験メニューの統廃合、料金の見直しを適宜行う。      引き続き、企業等からの研究の受託、企業や高等教育機関等との共同研究、国・県等の施策に係る競争的資金、民間財団の助成等の外部資金の獲得、その他の補助制度の活用等、地方独立行政法人のメリットを十分に生かし運営費交付金（県からセンターへ交付）以外の収入の確保に努める。      また、保有する知的財産権は、関係機関等との連携など多様な手段を用いた情報発信を行い、技術移転を促進する。併せて、活用が見込めない場合は、権利放棄等の見直し等を行う。      なお、知的財産権の実施許諾に伴う実施料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関係法令等に基づいて設定したルールを遵守する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等のプロジェクトの獲得</li> <li>・JKA 機器整備の獲得</li> <li>・共同研究・受託研究の推進</li> <li>・知的財産委員会による知財の運用</li> </ul>
<p>3 提供サービス向上に向けた剰余金の有効活用      経営努力により生じた剰余金については、研究開発の推進、機器・設備の充実等によって提供するサービスの質的向上を図るため、計画的かつ有効に活用すること。</p>	<p>3 提供サービス向上に向けた剰余金の有効活用      決算において発生した剰余金については、緊急時等に備えて一定額を確保しつつ、研究開発の推進、企業支援業務の充実強化及び組織運営、施設・機器の整備・改善、職員の育成等に充当し、計画的かつ有効に活用する。      特に、老朽化が進む各研究所施設・設備、及び更新が遅れている試験研究機器について、県補助金等に加え剰余金も活用して、年次計画的な整備を推進し、センター機能及び提供サービスの維持・向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器整備計画</li> </ul>
	<p>4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算（人件費の見積りを含む）      2019年度～2022年度 予算      &lt;表挿入（調整中）&gt;</p> <p>(2) 収支計画      2019年度～2022年度 収支計画      &lt;表挿入（調整中）&gt;</p> <p>(3) 資金計画      2019年度～2022年度 資金計画      &lt;表挿入（調整中）&gt;</p>	

	<p>5 短期借入金の限度額  (1) 短期借入金の限度額  325百万円  (2) 想定される理由  運営費交付金の受入れ遅延、事故の発生等により、急に必要となる対策費として借入れすることを想定する。</p>	
	<p>6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画  なし</p>	※H26 法改正に係る記載もれ
	<p>7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画  なし</p>	
V その他業務運営に関する重要事項	V その他業務運営に関する重要な目標を達成するためとるべき措置	
1 内部統制システムの構築と適切な運用	1 内部統制システムの構築と適切な運用	
<p>(1) 法人運営における内部統制の強化  理事長のリーダーシップのもと、地方独立行政法人法に規定された内部統制（平成30年4月1日改正法施行により規定）の推進及び充実を図るとともに、センター内での業務・組織運営にかかるPDCAサイクルを徹底すること。</p>	<p>(1) 法人運営における内部統制の強化  地方独立行政法人法の規定に基づき、法人の業務の適正を確保するための体制等（内部統制システム）の整備を行うとともに、継続的にその見直しを図る。  内部統制の整備に当たっては、理事長のリーダーシップのもと、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全及び財務報告等の信頼性の達成に資するよう、必要な統制環境、プロセス、体制等の整備を推進するとともに、PDCAサイクルの徹底により、適正な運用、取組の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部統制関係規程・運用体制の整備</li> <li>・内部統制の適正な運用と継続的な見直し</li> </ul>
<p>(2) 法令遵守及び社会貢献  法令遵守はもとより、職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。特に、研究成果やデータ等の不正を惹き起こさない環境づくりに努め、公設試験研究機関としての対外的な信頼性を確保すること。  また、法令遵守や適切で安全な設備の使用・管理等に関して、職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。  さらに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に取り組むとともに、関係法令</p>	<p>(2) 法令遵守及び社会貢献  公設試験研究機関としての使命を果たすため、地方公務員法をはじめとする関連法令を遵守し、職務執行に関する中立性と公平性を確保することで、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努める。  研究活動については、センターの「研究活動の不正行為への対応に関する規程」等に基づき、研究成果やデータ等の不正が起これない環境づくりを継続して行い、公設試験研究機関としての対外的な信頼性を確保するとともに、法令遵守や適切で安全な設備の使用・管理等に関して、職員研修を継続的に実施することで、職員の規範意識の徹底を図る。  上記の確実な実施に向けて、職員の倫理指針・行動指針の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のコンプライアンス行動</li> </ul>

<p>の規定に基づき、障がい者や高齢者など、多様な人材確保と活用を図ること。</p>	<p>策定等により、組織体制の整備や職員の行動規範・社会的規範を確立し、その遵守を図る。  また、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加等、社会貢献活動に取り組む。  さらに、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者の職員採用を進めるとともに、退職者の再任用や再雇用等による高齢者の活用など、多様な人材確保と活用を図る。</p>	<p>指針等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の職員採用による法定雇用率の達成</li> <li>・専門的な知識・経験を有する退職者等の活用</li> </ul>
<p>(3) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底  個人情報や企業からの相談や研究等の依頼など職務上知り得た情報について守秘義務を徹底すること。特に、企業が有する独自技術やノウハウについては、その取扱いを慎重に行うこと。  また、電子媒体等を通じた情報管理についても、職員への教育を徹底し、漏洩防止に万全を期すること。  情報公開関連法令等の規定に基づく、事業内容や組織運営状況等の情報公開についても、適切に実施すること。</p>	<p>(3) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底  個人情報や企業等への技術支援等を通じて職務上知り得た事項の守秘義務を職員に徹底するとともに、情報管理を徹底する。  電子媒体等を通じた情報管理についても、引き続き情報ネットワーク委員会を設置して、情報漏洩が無いように防止対策を強化する。特に、県庁 LAN からの分離に伴うセンター独自の情報ネットワークシステムの構築に当たり、適切なセキュリティ対策を施して適正な運用を図る。  センターの事業内容や組織運営状況等については、鳥取県情報公開条例等の関連法令に基づき、ホームページ等を通じて適切に情報を公開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報ネットワークシステムの刷新に伴うセキュリティ対策の実施</li> <li>・情報セキュリティ関係規程（セキュリティポリシー等）の整備</li> </ul>
<p>(4) 労働安全衛生管理の徹底  職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。  また、安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生関係法令等を遵守すること。  さらに、産業医による職場巡視や職員のメンタルヘルスケアの推進等、働きやすい環境づくりに向け、継続的に職場環境の改善に取り組むこと。</p>	<p>(4) 労働安全衛生管理の徹底  職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、職場環境の整備に十分に配慮するとともに、労働安全衛生関係法令等を遵守し、研修等を通じて職員の意識向上を図る。  また、産業医や保健師による職場巡視や5S運動の実施等により、施設・設備や作業方法に係る危険や健康障害の防止対策を徹底する。  更に、保健師による心と体の健康相談や職員ストレスチェックの実施、ハラスメント防止対策の強化等により、職員の心身両面での健康保持増進、働きやすい職場環境づくりに取り組む。  引き続き安全衛生委員会を設置・運営し、安全衛生推進者、産業医、保健師等による労働安全衛生管理体制を確保し、安全衛生の円滑な推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場巡視等による継続的な点検調査、改善措置の推進</li> <li>・ハラスメント相談窓口の設置</li> </ul>
<p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進  業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めるとともに、研究活動の実施、施設・設備、物品等の購入や更新等に</p>	<p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進  環境負荷を低減するため、研究活動の実施、施設・設備、物品等の購入や更新等に際しては、施設照明のLED化等に</p>	

<p>際しては省エネルギーやリサイクルの促進に努め、環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、継続的な見直しを実施すること。</p>	<p>よる電力消費量の抑制や、エコマーク商品の利用、紙使用量の削減など、省エネルギーやリサイクルの促進により環境に配慮した業務運営に努め、環境マネジメントシステムにより継続的な見直しを行う。</p>	
<p>3 災害等緊急事態への対応 地震、風水害等の災害や事故等緊急事態が発生した場合のリスクを最小限とするため、BCP（事業継続計画）を策定すること。 また、緊急事態が発生した場合に、迅速な情報伝達・意思決定など適切な初動対応ができるよう、連絡体制や責任者を明確化するとともに、定期的に訓練を実施すること。</p>	<p>3 災害等緊急事態への対応 地震、風水害等の災害や事故等の緊急事態が発生した際に、損害を最小限に抑えながら、速やかに重要業務を再開し、必要なサービス提供を確保するため、BCP（事業継続計画）を策定し、適切な運用を図る。 併せて、災害等発生時の対応マニュアル等の防災業務計画を策定し、平時の備えの充実、初動対応体制の構築、情報連絡手段の確保等を図る。 また、上記計画に係る定期的な研修・訓練実施により、緊急時対応への習熟、計画の実効性の確保・向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BCP（事業継続計画）の策定</li> <li>・防災業務計画（緊急時対応マニュアル等）の策定</li> <li>・必要な資機材等の整備</li> </ul>
	<p>VI その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p>	
	<p>1 施設及び設備に関する計画 センター機能の維持・向上のため、企業ニーズの変化や技術の進展等を踏まえて、中・長期的な整備計画を策定し、施設・設備の計画的な整備を行う。 各施設において、業務運営を適切かつ効率的に行うため、施設・設備の必要性や老朽化の程度等を考慮して、目的積立金及び鳥取県からの運営費補助金を活用する等、計画的に整備・改修する。 老朽化等により不要となった機器設備は適宜処分し、施設の有効利用や利用者の安全性の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設建築物の総点検（建物内外の劣化状況等調査）の実施</li> <li>・施設修繕計画策定</li> <li>・機器整備計画策定</li> </ul>
	<p>2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画 なし</p>	
	<p>3 人事に関する計画 専門性が高く、企業ニーズの多様な技術課題に柔軟に対応できる人材を確保するため、全国公募による研究員の採用を行うとともに、関連技術の豊富な知識や経験を有する技術スタッフの任用、職場OBの活用等を進め、限られた人員・人件費の中で適切な管理、効率的かつ効果的な人員配置を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの将来を見据えた研究員の計画的採用</li> </ul>



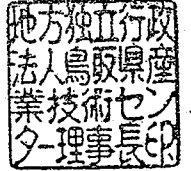
資料 1

第 201800265178 号

平成 31 年 1 月 7 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター  
理事長 福岡 悟



地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与及び役員退職手当  
支給基準の一部改正について（届出）

このことについて、下記のとおり改正しましたので、地方独立行政法人法（平成  
15 年法律第 118 号）第 48 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 改正理由

地方独立行政法人法の改正（平成 30 年 4 月 1 日）に伴い、各事業年度におけ  
る業務の実績評価について、評価委員会の評価から設立団体の長の評価になった  
ことに伴い、必要な改正を行ったもの。

2 施行日

平成 30 年 12 月 20 日

【担当】

総務部総務室 寺谷直樹

電話 0857-38-6200

FAX 0857-38-6210



地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与及び退職手当支給基準の一部改正について

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与及び退職手当支給基準（平成19年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																																																												
<p>(給与規程に規定する経歴係数及び評価係数)</p> <p>第2条 略</p> <p>4 役員給与規程第8条第1項に規定する評価係数は、次項第1号に定める鳥取県知事による前年度における業務の実績に関する評価に基づく係数（以下「業績評価係数」という。）に0.8を乗じて得た数値に、次項第2号に定める当該年度の役員個人の勤務成績評価に基づく係数（以下「個人勤務成績評価係数」という。）に0.2を乗じて得た数値を加えた数値とする。</p> <p>5 前項に規定する業績評価係数及び個人勤務成績評価係数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 業績評価係数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>評価段階</th> <th>業績評価係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S評価</td> <td>3.50</td> </tr> <tr> <td>A評価</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td>B評価</td> <td>3.00</td> </tr> <tr> <td>C評価</td> <td>2.50</td> </tr> <tr> <td>D評価</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 個人勤務成績評価係数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>評価段階</th> <th>個人勤務成績評価係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S評価</td> <td>3.50</td> </tr> <tr> <td>A評価</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td>B評価</td> <td>3.00</td> </tr> <tr> <td>C評価</td> <td>2.50</td> </tr> <tr> <td>D評価</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table>	評価段階	業績評価係数	S評価	3.50	A評価	3.25	B評価	3.00	C評価	2.50	D評価	1.00	評価段階	個人勤務成績評価係数	S評価	3.50	A評価	3.25	B評価	3.00	C評価	2.50	D評価	1.00	<p>(給与規程に規定する経歴係数及び評価係数)</p> <p>第2条 略</p> <p>4 役員給与規程第8条第1項に規定する評価係数は、次項第1号に定める地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）による前年度の事業実績に係る法人業績評価結果に基づく係数（以下「業績評価係数」という。）に0.8を乗じて得た数値に、次項第2号に定める当該年度の役員個人の勤務成績評価に基づく係数（以下「個人勤務成績評価係数」という。）に0.2を乗じて得た数値を加えた数値とする。</p> <p>5 前項に規定する業績評価係数及び個人勤務成績評価係数は次のとおりとする。</p> <p>(1) 業績評価係数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>評価段階</th> <th>業績評価係数</th> <th>評価段階</th> <th>業績評価係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10評価</td> <td>3.5</td> <td>5評価</td> <td>3.0</td> </tr> <tr> <td>9評価</td> <td>3.4</td> <td>4評価</td> <td>2.8</td> </tr> <tr> <td>8評価</td> <td>3.3</td> <td>3評価</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>7評価</td> <td>3.2</td> <td>2評価</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>6評価</td> <td>3.1</td> <td>1評価</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 個人勤務成績評価係数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>評価段階</th> <th>個人勤務成績評価係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A評価</td> <td>3.50</td> </tr> <tr> <td>B評価</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td>C評価</td> <td>3.00</td> </tr> <tr> <td>D評価</td> <td>2.50</td> </tr> <tr> <td>E評価</td> <td>1.00</td> </tr> </tbody> </table>	評価段階	業績評価係数	評価段階	業績評価係数	10評価	3.5	5評価	3.0	9評価	3.4	4評価	2.8	8評価	3.3	3評価	2.3	7評価	3.2	2評価	1.7	6評価	3.1	1評価	1.0	評価段階	個人勤務成績評価係数	A評価	3.50	B評価	3.25	C評価	3.00	D評価	2.50	E評価	1.00
評価段階	業績評価係数																																																												
S評価	3.50																																																												
A評価	3.25																																																												
B評価	3.00																																																												
C評価	2.50																																																												
D評価	1.00																																																												
評価段階	個人勤務成績評価係数																																																												
S評価	3.50																																																												
A評価	3.25																																																												
B評価	3.00																																																												
C評価	2.50																																																												
D評価	1.00																																																												
評価段階	業績評価係数	評価段階	業績評価係数																																																										
10評価	3.5	5評価	3.0																																																										
9評価	3.4	4評価	2.8																																																										
8評価	3.3	3評価	2.3																																																										
7評価	3.2	2評価	1.7																																																										
6評価	3.1	1評価	1.0																																																										
評価段階	個人勤務成績評価係数																																																												
A評価	3.50																																																												
B評価	3.25																																																												
C評価	3.00																																																												
D評価	2.50																																																												
E評価	1.00																																																												

改正後

6 第4項に規定する法人業績評価に係る評価基準については評価を行う鳥取県知事が別に定め、勤務成績評価に係る評価基準については評価を行う鳥取県知事又は理事長が別に定める。

7 略

(業績給基準額)

第3条 役員給与規程第8条第1項ただし書きに定める業績給基準額は、理事長及び理事とともに、業績評価係数の評価段階がB評価及び個人勤務成績評価係数の評価段階がB評価として算定した額とする。

(退職手当規程に規定する評価係数)

第4条 退職手当規程第4条第1項に規定する評価係数は、次項第1号に定める鳥取県知事による役員在職年度ごとの事業実績に係る法人業績評価結果に基づく係数（以下「退職手当業績評価係数」という。）を合算した数値を在職年度数で除した数値に0.8を乗じて得た数値に、次項第2項に定める役員在職年度ごとの役員個人の勤務成績評価に基づく係数（以下「退職手当個人勤務成績係数」という。）を合算した数値を在職年度数で除した数値に0.2を乗じて得た数値を加えた数値（小数点以下第4位を四捨五入した数値）とする。

2 前項に規定する退職手当業績評価係数及び退職手当個人勤務成績評価係数は次のとおりとする。

(1) 退職手当業績評価係数

評価段階	退職手当業績評価係数
S評価	1.10
A評価	1.05
B評価	1.00
C評価	0.95

改正前

6 第4項に規定する法人業績評価に係る評価基準については評価委員会が別に定め、勤務成績評価に係る評価基準については評価を行う鳥取県知事又は理事長が別に定める。

7 略

(業績給基準額)

第3条 役員給与規程第8条第1項ただし書きに定める業績給基準額は、理事長及び理事とともに、業績評価係数の評価段階が6評価及び個人勤務成績評価係数の評価段階がC評価として算定した額とする。

(退職手当規程に規定する評価係数)

第4条 退職手当規程第4条第1項に規定する評価係数は、次項第1号に定める評価委員会による役員在職年度ごとの事業実績に係る法人業績評価結果に基づく係数（以下「退職手当業績評価係数」という。）を合算した数値を在職年度数で除した数値に0.8を乗じて得た数値に、次項第2項に定める役員在職年度ごとの役員個人の勤務成績評価に基づく係数（以下「退職手当個人勤務成績係数」という。）を合算した数値を在職年度数で除した数値に0.2を乗じて得た数値を加えた数値（小数点以下第4位を四捨五入した数値）とする。

2 前項に規定する退職手当業績評価係数及び退職手当個人勤務成績評価係数は次のとおりとする。

(1) 退職手当業績評価係数

評価段階	退職手当業績評価係数	評価段階	退職手当業績評価係数
10評価	1.100	5評価	1.000
9評価	1.080	4評価	0.975
8評価	1.060	3評価	0.950

D評価	0.90
-----	------

(2) 退職手当個人勤務成績評価係数

評価段階	退職手当個人勤務 成績評価係数
S評価	1.10
A評価	1.05
B評価	1.00
C評価	0.95
D評価	0.90

3 前項に規定する各評価の評価基準及び評価者は、第2条第6項及び第7項の規定を準用する。

7評価	1.040	2評価	0.925
6評価	1.020	1評価	0.900

(2) 退職手当個人勤務成績評価係数

評価段階	退職手当個人勤務 成績評価係数
A評価	1.10
B評価	1.05
C評価	1.00
D評価	0.95
E評価	0.90

4 前項に規定する各評価の評価基準及び評価者は、第2条第6項及び第7項の規定を準用する。

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年12月20日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行日の属する年度に理事長の職にある者に係る第3条に定める業績給基準額については、平成30年度に限りなお従前の例とする。

# 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与及び 役員退職手当支給基準

制定 平成 19 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要領は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員給与規程（以下「役員給与規程」という。）第 8 条第 1 項及び地方独立行政法人鳥取県産業技術センター役員退職手当規程（以下「役員退職手当規程」という。）第 4 条の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与規程に規定する経歴係数及び評価係数)

第 2 条 役員給与規程第 8 条第 1 項に規定する経歴係数は次のとおりとする。

(1) 理事長

経歴内容	経歴係数
試験研究機関の運営に関し特に優れた実績を有する、又は相当する者	1. 6
試験研究機関の運営に関し優れた実績を有する、又は相当する者	1. 4
試験研究機関の運営に関し一定の実績を有する、又は相当する者	1. 2
試験研究機関の運営に関し経験を有する、又は相当する者	1. 0
試験研究機関の運営に関しての経験、又は相当する経験は有していないが、実績を挙げることが期待される者	0. 8

(2) 理事

経歴内容	経歴係数
試験研究の業務運営に関し優れた実績を有する、又は相当する者	1. 4
試験研究の業務運営に関し実績を有する、又は相当する者	1. 2
試験研究機関の運営に関し経験を有する、又は相当する者、並びに実績を挙げることが期待される者	1. 0

2 前項第 1 号の経歴係数は鳥取県知事が決定し、同項第 2 号の経歴係数は理事長が決定する。

3 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、役員退職手当規程第 9 条第 1 項に規定する役員(理事に限る。)の経歴係数は、役員就任前に現に支給されていた給与の額を勘案して、0. 4 から 1. 4 までの範囲内で理事長が決定する。

4 役員給与規程第 8 条第 1 項に規定する評価係数は、次項第 1 号に定める鳥取県知事による前年度における業務の実績に関する評価に基づく係数（以下「業績評価係数」という。）に 0. 8 を乗じて得た数値に、次項第 2 号に定める当該年度の役員個人の勤務成績評価に基づく係数（以下「個人勤務成績評価係数」という。）に 0. 2 を乗じて得た数値を加えた数値とする。

5 前項に規定する業績評価係数及び個人勤務成績評価係数は次のとおりとする。

(1) 業績評価係数

評価段階	業績評価 係 数
S評価	3. 5 0
A評価	3. 2 5
B評価	3. 0 0
C評価	2. 5 0
D評価	1. 0 0

(2) 個人勤務成績評価係数

評価段階	個人勤務成績 評価係数
S評価	3. 5 0
A評価	3. 2 5
B評価	3. 0 0
C評価	2. 5 0
D評価	1. 0 0

- 6 第4項に規定する法人業績評価に係る評価基準については評価を行う鳥取県知事が別に定め、勤務成績評価に係る評価基準については評価を行う鳥取県知事又は理事長が別に定める。
- 7 第5項第2号に規定する個人勤務成績評価係数については、理事長に係るものは鳥取県知事が、理事に係るものは理事長が行う勤務成績評価結果により決定するものとする。

(業績給基準額)

第3条 役員給与規程第8条第1項ただし書きに定める業績給基準額は、理事長及び理事ともに、業績評価係数の評価段階がB評価及び個人勤務成績評価係数の評価段階がB評価として算定した額とする。

(退職手当規程に規定する評価係数)

第4条 退職手当規程第4条第1項に規定する評価係数は、次項第1号に定める鳥取県知事による役員在職年度ごとの事業実績に係る法人業績評価結果に基づく係数（以下「退職手当業績評価係数」という。）を合算した数値を在職年度数で除した数値に0.8を乗じて得た数値に、次項第2項に定める役員在職年度ごとの役員個人の勤務成績評価に基づく係数（以下「退職手当個人勤務成績係数」という。）を合算した数値を在職年度数で除した数値に0.2を乗じて得た数値を加えた数値（小数点以下第4位を四捨五入した数値）とする。

2 前項に規定する退職手当業績評価係数及び退職手当個人勤務成績評価係数は次のとおりとする。

(1) 退職手当業績評価係数

評価段階	退職手当 業績評価係数
S評価	1.10
A評価	1.05
B評価	1.00
C評価	0.95
D評価	0.90

(2) 退職手当個人勤務成績評価係数

評価段階	退職手当個人勤務 成績評価係数
S評価	1.10
A評価	1.05
B評価	1.00
C評価	0.95
D評価	0.90

3 前項に規定する各評価の評価基準及び評価者は、第2条第6項及び第7項の規定を準用する。

(雑則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年12月20日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行日の属する年度に理事長の職にある者に係る第3条に定める業績給基準額については、平成30年度に限りなお従前の例とする。